

別添

1 古物営業法と犯罪収益移転防止法における宝石・貴金属商の義務の有無

義務		古物営業法	犯罪収益移転防止法
買 受 け 時	本人確認義務	1万円以上の取引	200万円を超える現金取引
	確認記録作成・取引記録作成義務	1万円以上の取引	200万円を超える現金取引
	申告・疑わしい取引の届出義務		
売 却 時	本人確認義務	×	200万円を超える現金取引
	確認記録作成・取引記録作成義務	1万円以上の取引	200万円を超える現金取引
	申告・疑わしい取引の届出義務	×	

2 本人確認記録・取引記録等の作成・保存義務の比較

	古物営業法	犯罪収益移転防止法
対象となる取引	1万円以上の売買	200万円を超える現金による売買
保存期間	3年	7年
作成項目	取引の年月日	取引の日付
	古物の品目及び数量	規定なし
	古物の特徴	規定なし
	相手方の住所、氏名、職業及び年齢	本人特定事項(氏名、住居及び生年月日)
	本人確認を行った方法	本人確認を行った方法
	規定なし	本人確認を行った者の氏名
	規定なし	本人確認記録の作成者の氏名
	規定なし	本人確認書類の提示を受けたときは、その日付及び時刻
	規定なし	本人確認書類又はその写しの送付を受けたときは、その日付
	規定なし	本人確認のために事業者が取引関係文書を送付したときは、その日付
	規定なし	取引の種類
	規定なし	本人確認書類の提示を受けたときは、当該書類を特定するに足りる事項
	規定なし	取引記録等を検索するための口座番号その他の事項
	規定なし	口座番号その他の顧客等の本人確認記録を検索するための事項
規定なし	取引に係る財産の価額	

3 申告・疑わしい取引の届出義務の比較

	古物営業法	犯罪収益移転防止法
届出対象取引	古物に不正品の疑いがあると認めるとき	宝石・貴金属等の売買により収受した古物又は現金が犯罪による収益である疑いがあり、又は顧客が犯罪収益隠匿罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合
届出先	警察官	都道府県公安委員会
届出事項	規定なし	事業者の名称及び所在地
		取引の年月日及び場所
		取引が発生した業務の内容
		取引に係る財産の内容
		顧客の氏名及び住所
		疑わしい取引の届出を行う理由

犯罪収益移転防止法の届出については、施行規則で届出様式が定められている。

4 古物商（宝石・貴金属等取り扱い事業者）における疑わしい取引の参考事例（ガイドライン）

<p>全 般 的 な 注 意 事 項</p>	<p>事例は、事業者が犯罪収益移転防止法第9条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性があるとして、特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するかどうかについては、顧客の属性、取引時の状況その他事業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して、事業者において判断する必要があります。</p> <p>したがって、これらの事例は、事業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものですが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものが届出の対象となることに注意する必要があります。</p>
<p>具 体 的 な 事 例</p>	<p>顧客からの買取り時に着目した事例</p> <p>同一人物が、短期間のうちに多数の宝石・貴金属等の売却を行う場合 同一人物が、短期間のうちに同一種類の宝石・貴金属等の売却を繰り返す場合 顧客の収入、資産等に見合わない高額な宝石・貴金属等の売却を行う場合 売却する宝石・貴金属等が顧客の所有物であることに疑いがある場合（例えば、男性が女性物の宝石・貴金属等を多数持ち込む場合） 売却することを急ぎ、市場価格を大きく下回る価格の売却でも厭わない場合 多数の店舗において宝石・貴金属等を売却し、又は売却しようとしていることがうかがい知れる言動がある場合</p>
<p>な 事 例</p>	<p>顧客に対する売却時に着目した事例</p> <p>多額の現金で購入する場合 1回当たりの購入額が少額であっても頻繁に購入を行うことにより、結果として多額の購入となる場合 顧客の収入、資産等に見合わない多額の購入を行う場合 数人で同時に来店し、別々の担当者に多額の現金取引を依頼する場合 短期間に多数の宝石・貴金属等を購入するにもかかわらず、各々のデザイン等に対してほとんど関心を示さない場合</p>
<p>そ の 他 の 事 例</p>	<p>本人確認の際に顧客が提示した身分証明書等が偽造である疑いがある場合 暴力団員、暴力団関係者等が取引に関わる場合 顧客が取引の秘密を不自然に強調する場合及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った場合 法人の実体がないとの疑いが生じた当該法人の関係者が取引に関わっている場合や、当該法人に確認した本人確認等に関する情報（住所、電話番号等）に虚偽の疑いがある場合 自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の所有者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料の提出を拒む場合 寄贈通貨、盗難通貨等により行われる取引で、取引の相手方が当該通貨が偽造され、又は盗まれたものを知っている疑いがあると認められる取引を行う場合 自社従業員の知識、経験等から見て、取引の様相が不自然な場合又は顧客の態度動向等が不自然な場合 犯罪収益移転防止管理官その他の公的機関などから、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引を行う場合</p>